

気象警報＜大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪＞発令時の放課後児童クラブについて

※以下の各表について、白鷺放課後児童クラブは、午前7時を午前6時30分に読み替えます。

※前之庄放課後児童クラブについて、令和6年度までは白鷺放課後児童とクラブ同様に午前7時を午前6時30分に読み替えていましたが、令和7年度は他の児童クラブ同様下記の時間での判断となります。

1 学校開業日

	区 分	放課後児童クラブの措置	小学校の措置
1	午前7時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業
2	午前7時から学校始業時までには警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業
3	① 学校待機	臨時休所 開所しません。	児童は既に登校している ので、校長の判断により安全 確保のための適切な措 置をとる。 一斉下校又は学校待機
	② 一斉下校	臨時休所 開所しません。ただし、特別な事情により、小 学校から放課後児童クラブへ依頼があった場 合、緊急避難措置として、児童の受入れを行 い、支援員から保護者へお迎えの連絡を行いま す。 なお、放課後児童クラブでは給食の提供はで きません。 ※特別な事情とは、学校施設の損壊等により小 学校で児童を待機させることが危険である場合 等、真にやむを得ない場合に限りします。	
4	放課後児童クラブ開 所中に警報の発令 があった場合	a. 発令から2時間以内に警報が解除され た場合、継続して開所 お迎えの連絡はありません。	
		b. 発令から2時間後に継続して警報が 発令されている場合、閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの 電話により、お迎えの連絡を行います。	
	②ゲリラ豪雨等以外	発令時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの 電話により、お迎えの連絡を行います。	

2 学校開業日に教育委員会又は学校の判断で臨時休業となった場合

	区 分	放課後児童クラブの措置	小学校の措置
1	午前7時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業
2	午前7時から午後1時までには警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	臨時休業
3	午前7時から午後1時までには警報が発令されなかった場合	開所 放課後児童クラブは午後1時から開所しま す。児童の受入れも午後1時からとなります。午 後1時よりも前に児童を受入れることはできま せん。	臨時休業
4	放課後児童クラブ開 所中に警報の発令 があった場合	a. 発令から2時間以内に警報が解除され た場合、継続して開所 お迎えの連絡はありません。	臨時休業
		b. 発令から2時間後に継続して警報が 発令されている場合、閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの 電話により、お迎えの連絡を行います。	臨時休業
	②ゲリラ豪雨等以外	発令時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの 電話により、お迎えの連絡を行います。	臨時休業

※学校が臨時休業で、警報が発令されていない場合、放課後児童クラブは開所しますが、児童の受入れは午後1時からとなりますので、ご注意ください。

3 土曜日

(※学校との連携がとれないため、いわゆるゲリラ豪雨等による閉所までの2時間の猶予は行いません。)

	区 分	放課後児童クラブの措置	小学校の措置
1	午前8時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	
2	午前8時以降、放課後児童クラブ開所中に警報の発令があった場合	発令時刻をもって原則閉所 保護者に支援員から、お迎えの連絡を行います。	

4 夏休み、冬休み、春休み、振替休日等の学校休業日（土曜日を除く）

	区 分	放課後児童クラブの措置	小学校の措置
1	午前7時現在において警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。	
2	午前7時から午前8時までに警報の発令があった場合	臨時休所 警報が解除されても開所しません。既に児童を受け入れている場合、支援員からお迎えの連絡を行います。	
3	午前8時以降、放課後児童クラブ開所中に警報の発令があった場合	①大雨、洪水警報のうち、いわゆるゲリラ豪雨等で、警報が短時間で解除される見込みがある場合	
		a. 発令から2時間以内に警報が解除された場合、継続して開所 お迎えの連絡はありません。	
		b. 発令から2時間後に継続して警報が発令されている場合、閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。	
	②ゲリラ豪雨等以外	発令時刻をもって原則閉所 保護者に一斉LINE配信または支援員からの電話により、お迎えの連絡を行います。	

☆ 各ご家庭でテレビ、ラジオ、ひめじ防災ネットからの情報メール等、警報発令情報に気を配ってください。

☆ この文書は、目のつくところに貼付してください。